

平成 22 年 6 月 15 日開会

平成 22 年 6 月 28 日閉会

平成 22 年

第 2 回定例会会議録

(第 3 日 6 月 28 日)

小豆島町議会

平成22年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第3号)

平成22年6月28日(月)午前9時30分開議

- 第1 議案第51号、議案第52号及び議案第53号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第55号「植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約について」
- 第3 議案第56号「小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
- 第4 議案第57号「小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」
- 第5 決定第4号 農業委員会委員の推薦について
(議長提出)
- 第6 議員派遣について
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

また、暑くなってきていますので、会議中は上着をとっていただいて結構です。

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいますありがとうございます。

開会に先立ちまして、全国町村議会議長会から前議長の中村勝利議員に感謝状が参っております。

中村前議長は、平成20年5月に香川県町村議会議長会の会長に就任され、さらに平成21年7月には全国町村議会議長会の理事に就任されました。全国町村議会議長会では、会長、副会長を含む9人の理事会の一員として、全国941の町村議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に大きく寄与されました。ただいまから感謝状伝達式を行います。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、中村議員さん、前のほうへお進みください。

中村勝利殿。

議長（秋長正幸君）

感謝状

香川県小豆島町議会議員 中村勝利殿

あなたは全国町村議会議長会理事として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成22年4月28日

全国町村議会議長会会長 野村 弘

（拍 手）

議長（秋長正幸君） 中村議員、おめでとうございます。

以上で感謝状伝達式を終わります。

本日は、6月15日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として条例改正、契約案件などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、6月18日開催の議会運営委員会において、お手元の配付のとおり決定しましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1の総務建設常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、総務建設常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告とし、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第51号、議案第52号及び議案第53号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） 日程第1、議案第51号、議案第52号及び議案第53号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務常任委員長（藤本傳夫君） 平成22年6月28日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月15日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成22年6月18日。

2. 審査の経過。理事者から詳細な説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第51号小豆島町地域振興基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第52号サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

内海放課後児童クラブについては、1年後に問題点などを報告願いたい。以上。

議長（秋長正幸君） それでは、議案第51号小豆島町地域振興基金条例について、委員

長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第52号サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第55号 植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約の締結について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、議案第55号植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約の締結についてを議題とします。

別冊の追加上程議案集1ページになります。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第55号植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る6月11日に一般競争入札しました植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 植松ポンプ場除塵機設備設置工事に係る工事請負契約について説明します。

追加上程議案集1ページの55号をお願いします。

1番、契約の目的は植松ポンプ場除塵機設備設置工事、工事請負です。

2番、契約の方法は一般競争入札による契約でございます。

3番、契約金額は1億500万円、うち消費税額は500万円。

4、契約の相手は、香川県高松市番町2丁目16番3号、扶桑建設工業株式会社高松本店、取締役高松本店長内田新造。

ページをめくって、2ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、安田低地帯の浸水対策のかなめである植松都市下水路再整備事業を平成19年度に着手し、本年度までに建物の耐震補強、3台あるポンプの更新及び電気計装や受変電施設と自家発電設備の整備が完了いたしております。22年度において、これまで人力作業で行ってまいりました流入口のごみの除去作業を自動除じん機による作業に改善を行うための工事請負契約を締結するため、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

工事概要記載内容を説明いたします。

平成22年5月10日に一般競争入札公告を行い、その後、入札参加者資格審査後、6月11日に行いました一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約額1億500万円で、香川県高松市番町2丁目16番3号、扶桑建設工業株式会社高松本店、取締役高松本店長の内田新造が落札いたしました。

工期は、議会の承認後に本契約となりますことから、町の指定する日から平成23年3月25日までといたしております。

工事概要は、(2)の規模及び構造に記載しております自動除じん機（背面降下前面かき上げ形）を2台設置、大きさと機能といたしましては、沈砂池水路幅3.3メートルの幅にかき上げレーキ、つめでひっかけて引き上げるような形になるんですけど、レーキ幅2.7メートルをスクリーンに設置し、毎分3メートルのかき上げスピードでゴミを沈砂池からかき上げる自動除じん機でございます。4ページに簡単な平面図、断面図をつけております。

次に、しき搬出機（トラフ形ベルトコンベヤー）1台は、自動除じん機がかき上げたゴミを搬出するベルトコンベヤーで、ダンプに直接積み込むことができます。その他は記載のと通りの附帯工事で、機械設備の製作、据えつけが主でございます。

一般競争入札業者は記載の4社で、税抜き金額は上から扶桑建設工業株式会社が1億円、株式会社鶴見製作所が1億980万円、株式会社村上製作所が1億500万円、株式会社石垣が1億1,980万円ございました。なお、契約しようとする金額の設計金額に対する請負率は88.51%で、予定価格に対する請負率は93.16%となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第56号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第57号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議案第56号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第57号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については相関する案件でございますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、育児または介護を行う早出遅出勤務について一部取り扱いを変更する必要性が生じたため、条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第57号につきましても、同じ法律及び規則の改正に伴い、育児休業について一部取り扱いを変更しようとするものであります。

この詳細につきましても、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第3、議案第56号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

総務課長（中桐久志君） 議案第56号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例の一部改正ですけれども、町長の提案理由にありましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものとなっております。

本改正ですけれども、急速な少子化に対応するために、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することを目的としております。

改正の内容ですけれども、配偶者が常に育児可能な状態にある職員については、これまで育児のための早出遅出勤務ができないとされておりましたものを、これを廃止して、父親母親、両親ともに育児のための早出遅出勤務ができるよう改正するものでございます。

それでは、議案集の5ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条の2第1項ですけれども、育児の場合の早出遅出勤務の規定となっております。改正前の条文中、下線で表示した、常に子供を養育することができる配偶者のある職員は除くとする文言を条文から削除するものです。

同条第2項ですけれども、介護の場合の準用規定となっております。前項と同様に下線を付した括弧書きの部分を削除するものでございます。

なお、附則の第1条で施行日を22年6月30日といたしております。

同じく、附則の第2条が経過措置となっております。施行日前においても、これらを請求することができるというふうにしております。以上、まことに簡単ですけれども、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第57号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

総務課長（中桐久志君） 議案第57号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正につきましても、前の議案第56号と同様、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴うものでございます。

改正内容ですけれども、育児休業及び育児短時間勤務の再取得の制限を緩和しようとするものとなっております。いずれも配偶者の育児休業等により、育児休業等による養育の有無にかかわらず、1回目の育児休業取得後、3カ月以上経過した場合、再取得ができるよう改正を行うものでございます。

それでは、議案集7ページ、新旧対照表、第3条をお願いいたします。

地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項ただし書きの規定に基づき、育児休業の再取得が可能なケースをここで規定をしておりますけれども、そのうち第4号では両親が交互に子供を養育する場合において、配偶者が育児休業等により、養育していた場合に限りとしておりました規定を削り、他に養育可能な者がある場合であっても再取得ができるようにするものでございます。

同条第5号ですけれども、改正に伴う文言の整理となっております。

第10条の育児短時間勤務の再取得特例につきましても、第5号において職員の配偶者が育児休業等により、養育していた場合に限りとしておりました規定を削って、取得条件を緩和するものとなっております。

第18条は、部分休業についての字句整備となっております。

なお、附則第1条で、施行日を22年6月30日としております。

同じく、附則の第2条が経過措置でございまして、施行日前に申し出た者は改正後の規定に基づいた申請とみなすとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 改正前での現在の、今までのでもいいんですが、この条例に基づいた届けなりで職員が休業したという実態、実績を伺いたいと思います。改正後によ

って、職員が育児関係で休む場合、その所の課長が職員を一定指導監督する立場にあるわけですが、そういう中で職員間のやっぱりいろんな感情がぎくしゃくならないような、そういう人間関係をどう把握していくか、どう調整していくかということも、この条例を実行する上で非常に大事な点だろうというふうに思うんです。その点での姿勢なり考え方について伺いたいと、2つお願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） まず、これまでの取得状況のお尋ねかと思います。

育児休業ですけれども、新町合併をしてから後の人数ですけども、36人でございます。それから、介護休暇は1件でございます。

それから、育児休業なり介護休暇をとって、それぞれの部署での人間関係ということでございますけれども、そういう心配も多少はあるわけですけども、同じ職場の職員として助け合いながらお互い業務を進めていくということになろうかと思います。当然、その部署のトップであります各課長のほうでその辺の業務がスムーズにいくように目を光らせていくということになろうかと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 目を光らせていくというよりも、温かい目線でしていただきたいと思えますし、また町民に対しての業務サービスが、行政サービス等がスムーズにいくように苦情も出ないような形を十分に配慮しながら、トップ、担当所間の課長はぜひそういう環境を、運営をお願いしたいというふうにお願ひしておきます。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） それぞれの職場でそういう休暇を気兼ねなくとれるような、そういう職場の環境づくりに努めていきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 決定第4号 農業委員会委員の推薦について

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、決定第4号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりです。

先ほどの委員会審査報告書の次のページになります。

事務局長に朗読させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 朗読いたします。

決定第4号農業委員会委員の推薦について。

農業委員会に関する法律第12条第2項に基づく議会推薦の農業委員を下記のとおり推薦する。

平成22年6月28日提出。

小豆島町議会議長秋長正幸。

提案理由でございます。

小豆島町農業委員会委員の秋長正幸氏が平成22年5月31日をもって辞任したことに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、議会で学識経験者1人を推薦するものであります。

議長（秋長正幸君） 説明のとおり、農業委員会に関する法律第12条第2項の規定により、議会で学識経験を有する者1名を推薦しようとするものです。

推薦方法につきましては、地方自治法第118条第2項に規定しております指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、推薦方法は指名によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定

しました。

小豆島町農業委員会委員には、馬木の福井英男氏を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、小豆島町農業委員会委員に福井英男氏を議会から推薦することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を経ることになっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

日程第8 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第7及び日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第7及び日程第8を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会

中の継続調査に付すことに決定されました。

以上、今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員